

令和5年2月16日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会



番号	件名	主管課	
1	令和5年度山口県一般会計予算についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	p 2 別冊資料
2	令和4年度山口県一般会計補正予算（第5号）についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	p 1 1
3	特定歴史公文書に関する事務を受任することについて（報告承認）	学校運営・ 施設整備室	p 1 9
4	山口県公文書等管理条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	学校運営・ 施設整備室	p 2 2
5	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	p 6 4
6	山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教職員課	p 7 0
7	山口県立博物館条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	学校運営・ 施設整備室	p 7 6
8	やまぐち文化芸術振興プラン（第3次）に対する意見の申出について	教育政策課	p 8 2 別冊資料
9	やまぐちスポーツ推進プラン2022に対する意見の申出について	学校安全・ 体育課	p 8 7 別冊資料
11	学校部活動の在り方に関する方針（改訂版）について	学校安全・ 体育課	p 9 3

議案第1号

令和5年度山口県一般会計予算についての意見の申出について

(報告承認)

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め  
ます。

令和5年(2023年)2月13日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 4 教 政 第 7 1 5 号

令和 5 年 (2023 年) 2 月 1 3 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 5 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 5 年 2 月 8 日付け令 4 財政第 1 4 1 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 4 年度山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 山口県公文書等管理条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 山口県立博物館条例の一部を改正する条例

令和 5 年 (2023 年) 2 月 8 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 5 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見  
について

令和 5 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 4 年度山口県一般会計補正予算（第 5 号）
- 3 山口県公文書等管理条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 山口県立博物館条例の一部を改正する条例

## 令和5年度山口県一般会計予算

教育委員会

## ■歳出予算

(単位：千円)

款・項・目・事項名	現計予算額	当初予算額の財源内訳			
		国支出金	地方債	その他	一般財源
款) 教育費	115,558,803	21,446,677	1,949,000	4,099,936	88,063,190
項) 教育総務費	13,869,246	2,448,139	0	1,193,220	10,227,887
目) 教育委員会費	7,092	0	0	0	7,092
事項) 教育委員会運営費	7,092				7,092
目) 教育総務費	5,734,763	2,263,080	0	913,918	2,557,765
事項) 職員給与費	2,676,346	0	0	811,033	1,865,313
事項) 教育庁運営費	610,599	65,382		83,947	461,270
事項) 文教施策普及費	285				285
事項) 文教施設整備指導費	3,320	3,320			
事項) 奨学法人助成費	20,061	648		18,604	809
事項) 県立高校生等奨学事業費	308,268	102,754			205,514
事項) 県立高校等就学支援事業費	2,092,729	2,090,976			1,753
事項) 義務教育課運営費	23,155			334	22,821
目) 教職員及び学校管理費	7,158,620	13,566	0	59,962	7,085,092
事項) 教職員福利厚生費	4,699				4,699
事項) 教職員健康管理費	103,551				103,551
事項) 教職員住宅管理費	26,194			27,326	△ 1,132
事項) 共済組合事務費交付金	97,734				97,734
事項) 学校管理費	53,271	13,566	0	23,967	15,738

事項) 教職員人事給与管理費	36,676			7,742	28,934
事項) 教職員退職手当給付費	6,245,540				6,245,540
事項) 災害補償費	88,480			927	87,553
事項) 児童手当給付費	502,475				502,475
目) 教育指導費	737,960	130,888	0	218,250	388,822
事項) 学校指導管理費	5,268	1,086	0	0	4,182
事項) 教科指導充実費	530				530
事項) 教育内容研究推進費	206,394	9,396	0	78,230	118,768
事項) 幼児教育充実費	37,497	11,360		405	25,732
事項) 児童生徒健全育成費	484,979	109,046	0	136,240	239,693
事項) 教職員資質向上対策費	3,292			3,375	△ 83
目) 教育振興費	27,374	9,955	0	0	17,419
事項) 特別支援教育振興費	26,652	9,955			16,697
事項) 定時制通信教育教科書等給与費	402				402
事項) 産業教育振興費	320				320
目) 教育研修所費	178,482	30,650	0	1,090	146,742
事項) 教育研修所管理運営費	91,962			442	91,520
事項) 教職員等研修費	53,050	29,000		625	23,425
事項) 新規採用教員等研修事業費	19,859				19,859
事項) 教育調査研究費	605				605
事項) 教育相談実施費	13,006	1,650		23	11,333
目) 恩給及び退職年金費	24,955	0	0	0	24,955



事項) 恩給及び退職年金	24,955				24,955
項) 小学校費	38,168,918	10,445,651	0	7,442	27,715,825
目) 教職員費	38,168,918	10,445,651	0	7,442	27,715,825
事項) 教職員給与費	37,823,513	10,382,387		7,435	27,433,691
事項) 非常勤職員給与費	235,198	63,264		7	171,927
事項) 教職員旅費	110,207				110,207
項) 中学校費	23,859,338	6,470,139	0	6,103	17,383,096
目) 教職員費	23,859,338	6,470,139	0	6,103	17,383,096
事項) 教職員給与費	23,278,842	6,335,702		6,101	16,937,039
事項) 非常勤職員給与費	446,809	134,437		2	312,370
事項) 教職員旅費	133,687				133,687
項) 高等学校費	23,733,473	5,547	731,000	2,584,366	20,412,560
目) 高等学校総務費	20,181,552	105	0	2,410,700	17,770,747
事項) 教職員給与費	19,218,592	105		2,401,883	16,816,604
事項) 非常勤職員給与費	828,473			8,817	819,656
事項) 教職員旅費	134,487				134,487
目) 全日制高等学校管理費	1,920,901	5,442	0	173,612	1,741,847
事項) 財産管理費	352,757			31,860	320,897
事項) 産業教育設備費	102,119				102,119
事項) 理科数学教育設備費	7,806	3,903			3,903
事項) 一般管理費	1,205,207	1,539		64,742	1,138,926
事項) 実験実習費	253,012			77,010	176,002

目) 定時制高等学校管理費	34,906	0	0	54	34,852
事項) 一般管理費	34,906			54	34,852
目) 実習船運営費	137,689	0	0	0	137,689
事項) 実習船運営費	137,689				137,689
目) 学校建設費	1,456,256	0	731,000	0	725,256
事項) 校舎改築費	172,100		63,000		109,100
事項) 大規模改造事業費	830,278		588,000		242,278
事項) 施設改造費	453,878		80,000		373,878
目) 通信教育費	2,169	0	0	0	2,169
事項) 一般管理費	2,169				2,169
項) 特別支援学校費	13,801,883	1,873,984	1,218,000	16,692	10,693,207
目) 特別支援学校費	13,801,883	1,873,984	1,218,000	16,692	10,693,207
事項) 財産管理費	77,232				77,232
事項) 施設整備費	1,849,011	95,952	1,218,000		535,059
事項) 一般管理費	270,629	0	0	942	269,687
事項) 実験実習費	11,930			3,464	8,466
事項) 教材費	67,972				67,972
事項) 設備充実費	14,265				14,265
事項) 教職員給与費	10,101,872	1,584,476		1,960	8,515,436
事項) 非常勤職員給与費	506,851			611	506,240
事項) 教職員旅費	35,010				35,010
事項) 就学奨励費	199,464	100,463			99,001

事項) 通学対策費	667,647	93,093		9,715	564,839
項) 社会教育費	1,433,292	63,298	0	128,598	1,241,396
目) 社会教育総務費	891,517	60,789	0	107,964	722,764
事項) 職員給与費	707,531	5,519	0	94,514	607,498
事項) 社会教育運営費	3,030				3,030
事項) 生涯学習活動推進費	29,374				29,374
事項) 成人教育振興費	511				511
事項) 青少年教育振興費	123,485	54,355			69,130
事項) 社会教育振興費	4,511				4,511
事項) 人権教育管理運営費	2,797				2,797
事項) 人権教育調査研究費	1,486				1,486
事項) 学校人権教育推進費	3,585	915			2,670
事項) 社会人権教育推進費	3,554				3,554
事項) 高等学校等進学奨励費	11,653			13,450	△ 1,797
目) 社会教育施設費	541,775	2,509	0	20,634	518,632
事項) 青少年健全育成施設管理運営費	245,736			171	245,565
事項) 図書館運営費	186,669	1,449		3,204	182,016
事項) 青少年健全育成施設整備費	21,781				21,781
事項) 文書館運営費	22,807	1,060		185	21,562
事項) 博物館運営費	48,548			1,705	46,843
事項) 博物館企画展等開催費	16,234			15,369	865
項) 保健体育費	692,653	139,919	0	163,515	389,219

目) 保健体育総務費	583,486	100,319	0	156,007	327,160
事項) 職員給与費	175,490			3,373	172,117
事項) 管理運営費	2,991				2,991
事項) 学校保健管理指導費	240,239	95,701			144,538
事項) 学校安全管理指導費	164,766	4,618		152,634	7,514
目) 体育振興費	109,167	39,600	0	7,508	62,059
事項) 学校体育振興費	109,167	39,600		7,508	62,059
款) 災害復旧費	60,000	0	60,000	0	0
項) 学校施設等災害復旧費	60,000	0	60,000	0	0
目) 学校施設災害復旧費	60,000	0	60,000	0	0
事項) 県立学校施設災害復旧事業費	60,000		60,000		
教育委員会合計	115,618,803	21,446,677	2,009,000	4,099,936	88,063,190

## ■ 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
統合型校務支援システム構築事業の年度を越える借入れを一括契約すること。	令和5年度から令和10年度まで	399,850
県立山口農業高等学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から令和6年度まで	187,433
県立下関西高等学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から令和6年度まで	134,083
県立大津緑洋高等学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から令和6年度まで	94,459
県立下関中等教育学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から令和6年度まで	50,014
県立宇部総合支援学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から令和6年度まで	850,095
県立豊浦総合支援学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和5年度から令和7年度まで	2,812,349

議案第2号

令和4年度山口県一般会計補正予算（第5号）についての意見の申  
出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め  
ます。

令和5年（2023年）2月13日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 4 教 政 第 7 1 5 号

令和 5 年(2023年) 2 月 1 3 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 5 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 5 年 2 月 8 日付け令 4 財政第 1 4 1 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 4 年度山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 山口県公文書等管理条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 山口県立博物館条例の一部を改正する条例

令和 5 年 (2023 年) 2 月 8 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 5 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見  
について

令和 5 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 4 年度山口県一般会計補正予算（第 5 号）
- 3 山口県公文書等管理条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 山口県立博物館条例の一部を改正する条例

## 令和4年度2月補正予算（案）の概要について

### 1 歳出予算

（単位：千円）

経費区分	補正前	補正額	補正後	主な増減内容
給与関係費	109,367,071	△1,403,798	107,963,273	○給与費の執行見込額の減
一般行政費	7,808,995	△250,613	7,558,382	【通常分】 ○教職員旅費の執行見込額の減 ○災害給付金の執行見込額の減
				【国補正予算分】 ○県立学校における感染症対策に必要な衛生用品の追加購入
施策的費	3,755,460	△446,646	3,308,814	○就学支援金の執行見込額の減 ○奨学給付金の執行見込額の減 ○学校における感染症防止対策事業の執行見込額の減
県営建築事業費	2,501,185	△85,038	2,416,147	○入札等による執行見込額の減
災害復旧費	60,000	△23,790	36,210	○災害復旧費の執行見込額の減
合計	123,492,711	△2,209,885	121,282,826	

### 2 繰越明許費

（単位：千円）

事項	事業概要	繰越予定額	摘要
教育庁運営費	定年引上げに係る人事管理システム改修	7,627	定年引上げに係る国の条例例の提示遅れによる着手及び当該条例例に対応した仕様設計に時間を要したため
義務教育課運営費		12,404	
一般管理費 (全日制・特別支援)	県立学校における感染症対策に必要な衛生用品の追加購入	162,000	国の補正予算による
校舎改築費	周防大島高校寄宿舎屋外整備工事 他1件	29,279	関連工事との調整に不測の日数を要した等のため
大規模改造事業費	萩高校武道場他屋根改修工事 他3件	176,885	入札不調により、入札手続きに不測の日数を要した等のため
施設改造費	熊毛南高校公共下水道切替工事 他4件	96,382	入札不調により、入札手続きに不測の日数を要した等のため
施設整備費	岩国総合支援学校職業科棟新築工事 他3件	287,296	工事内容について、学校との調整に不測の日数を要した等のため
学校安全管理指導費	公立幼稚園等送迎バスに係る安全装置導入等支援	27,060	国の補助要綱の策定遅れにより装備機器選定に時間を要したため
合計		798,933	



## 令和4年度山口県一般会計補正予算（第5号）

教育委員会

## ■歳出予算

(単位：千円)

款・項・目・事項名	現計予算額	補正額	補正額の財源内訳				補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
款) 教育費	123,432,711	△ 2,186,095	△ 628,746	△ 2,679,700	△ 182,127	1,304,478	121,246,616
項) 教育給務費	20,322,331	891,648	△ 208,304	△ 2,600,000	△ 32,759	3,727,711	21,213,979
目) 教育委員会費	6,911	△ 2,025	0	0	0	△ 2,025	4,886
事項) 教育委員会運営費	6,911	△ 2,025				△ 2,025	4,886
目) 教育総務費	5,682,144	△ 208,421	△ 183,970	0	△ 21,716	△ 2,735	5,473,723
事項) 職員給与費	2,656,299	70,014			△ 16,861	86,875	2,726,313
事項) 教育庁運営費	514,083	△ 40,508			△ 201	△ 40,307	473,575
事項) 文教施設整備指導費	3,320	△ 20	△ 20				3,300
事項) 奨学法人助成費	21,221	△ 4,824			△ 4,654	△ 170	16,397
事項) 県立高校生等奨学事業費	306,971	△ 73,456	△ 24,485			△ 48,971	233,515
事項) 県立高校等就学支援事業費	2,146,842	△ 159,627	△ 159,465			△ 162	1,987,215
目) 教職員及び学校管理費	13,705,732	1,159,039	△ 457	△ 2,600,000	△ 9,084	3,768,580	14,864,771
事項) 教職員福利厚生費	4,544	△ 215				△ 215	4,329
事項) 教職員健康管理費	100,265	△ 16,176				△ 16,176	84,089
事項) 教職員住宅管理費	30,074	△ 5,978			△ 3,565	△ 2,413	24,096
事項) 学校管理費	52,965	△ 1,775	△ 457		△ 115	△ 1,203	51,190
事項) 教職員人事給与管理費	28,734	△ 445			△ 5,404	4,959	28,289
事項) 教職員退職手当給付費	12,806,172	1,200,045		△ 2,600,000		3,800,045	14,006,217
事項) 災害補償費	87,822	43				43	87,865
事項) 児童手当給付費	513,640	△ 16,460				△ 16,460	497,180
目) 教育指導費	702,366	△ 33,669	△ 15,451	0	△ 1,743	△ 16,475	668,697
事項) 学校指導管理費	6,013	△ 1,055	△ 881			△ 174	4,958
事項) 教育内容研究推進費	212,315	△ 17,669	△ 3,498		△ 2,576	△ 11,595	194,646
事項) 幼児教育充実費	41,786	△ 16,284	△ 8,634		△ 183	△ 7,467	25,502
事項) 児童生徒健全育成費	438,430	3,042	△ 2,438		2,713	2,767	441,472
事項) 教職員資質向上対策費	3,292	△ 1,703			△ 1,697	△ 6	1,589
目) 教育振興費	28,837	△ 5,787	△ 2,818	0	0	△ 2,969	23,050

事項) 特別支援教育振興費	28,102	△ 5,810	△ 2,818			△ 2,992	22,292
事項) 定時制通信教育教科書等給与費	415	23				23	438
目) 教育研修所費	164,185	△ 14,505	△ 608	0	△ 216	△ 13,681	149,680
事項) 教育研修所管理運営費	91,943	△ 786			△ 295	△ 491	91,157
事項) 教職員等研修費	39,310	△ 8,113	△ 608		47	△ 7,552	31,197
事項) 新規採用教員等研修事業費	19,499	△ 4,931				△ 4,931	14,568
事項) 教育調査研究費	605	△ 278				△ 278	327
事項) 教育相談実施費	12,828	△ 397			32	△ 429	12,431
目) 恩給及び退職年金費	32,156	△ 2,984	0	0	0	△ 2,984	29,172
事項) 恩給及び退職年金	32,156	△ 2,984				△ 2,984	29,172
項) 小学校費	39,204,343	△ 1,175,918	△ 151,301	0	1,566	△ 1,026,183	38,028,425
目) 教職員費	39,204,343	△ 1,175,918	△ 151,301	0	1,566	△ 1,026,183	38,028,425
事項) 教職員給与費	38,841,862	△ 1,163,182	△ 158,755		1,572	△ 1,005,999	37,678,680
事項) 非常勤職員給与費	251,658	10,549	7,454		△ 6	3,101	262,207
事項) 教職員旅費	110,823	△ 23,285				△ 23,285	87,538
項) 中学校費	24,395,277	△ 876,428	△ 100,397	0	1,644	△ 777,675	23,518,849
目) 教職員費	24,395,277	△ 876,428	△ 100,397	0	1,644	△ 777,675	23,518,849
事項) 教職員給与費	23,980,953	△ 850,725	△ 107,294		1,645	△ 745,076	23,130,228
事項) 非常勤職員給与費	279,282	13,427	6,897		△ 1	6,531	292,709
事項) 教職員旅費	135,042	△ 39,130				△ 39,130	95,912
項) 高等学校費	23,680,287	△ 231,988	41,380	△ 25,200	△ 88,698	△ 159,570	23,448,209
目) 高等学校総務費	20,603,110	△ 220,893	△ 105	0	△ 89,068	△ 131,720	20,382,217
事項) 教職員給与費	19,636,008	△ 177,416	△ 105		△ 87,958	△ 89,353	19,458,592
事項) 非常勤職員給与費	827,285	△ 23,448			△ 1,110	△ 22,338	803,837
事項) 教職員旅費	139,817	△ 20,029				△ 20,029	119,788
目) 全日制高等学校管理費	1,873,424	45,907	41,485	0	410	4,012	1,919,331
事項) 財産管理費	352,011	△ 23,087			△ 12,672	△ 10,415	328,924
事項) 理科数学教育設備費	7,814	△ 582	△ 291			△ 291	7,232
事項) 一般管理費	1,153,499	68,124	41,776		2,696	23,652	1,221,623
事項) 実験実習費	260,100	1,452			10,386	△ 8,934	261,552
目) 定時制高等学校管理費	36,140	△ 8,790	0	0	60	△ 8,850	27,350

事項) 一般管理費	36,140	△ 8,790			60	△ 8,850	27,350
目) 実習船運営費	111,448	△ 7,944	0	0	0	△ 7,944	103,504
事項) 実習船運営費	111,448	△ 7,944				△ 7,944	103,504
目) 学校建設費	1,053,996	△ 40,268	0	△ 25,200	0	△ 15,068	1,013,728
事項) 校舎改築費	116,337	△ 13,456		△ 12,200		△ 1,256	102,881
事項) 大規模改造事業費	557,904	△ 12,249		△ 11,200		△ 1,049	545,655
事項) 施設改造費	379,755	△ 14,563		△ 1,800		△ 12,763	365,192
項) 特別支援学校費	13,571,957	△ 558,530	△ 62,291	△ 54,500	△ 3,156	△ 438,583	13,013,427
目) 特別支援学校費	13,571,957	△ 558,530	△ 62,291	△ 54,500	△ 3,156	△ 438,583	13,013,427
事項) 施設整備費	1,339,375	△ 44,188	△ 1,355	△ 54,500		11,667	1,295,187
事項) 一般管理費	259,696	25,386	16,380		484	8,522	285,082
事項) 教職員給与費	10,499,305	△ 455,159	△ 42,446		△ 161	△ 412,552	10,044,146
事項) 非常勤職員給与費	439,360	△ 9,785				△ 9,785	429,575
事項) 教職員旅費	35,600	△ 12,600				△ 12,600	23,000
事項) 就学奨励費	202,756	△ 6,320	△ 3,891			△ 2,429	196,436
事項) 通学対策費	623,567	△ 55,864	△ 30,979		△ 3,537	△ 21,348	567,703
項) 社会教育費	1,418,717	△ 73,166	△ 8,677	0	△ 15,824	△ 48,665	1,345,551
目) 社会教育総務費	887,043	△ 66,742	△ 8,677	0	△ 1,764	△ 56,301	820,301
事項) 職員給与費	736,708	△ 52,239	△ 1,567	0	△ 2,179	△ 48,493	684,469
事項) 社会教育運営費	2,886	△ 267			4	△ 271	2,619
事項) 青少年教育振興費	88,785	△ 13,570	△ 6,945			△ 6,625	75,215
事項) 社会教育振興費	4,511	△ 420				△ 420	4,091
事項) 人権教育管理運営費	2,817	△ 278				△ 278	2,539
事項) 人権教育調査研究費	1,486	△ 417				△ 417	1,069
事項) 学校人権教育推進費	3,750	△ 671	△ 165			△ 506	3,079
事項) 社会人権教育推進費	3,554	△ 274				△ 274	3,280
事項) 高等学校等進学奨励費	12,192	1,394			411	983	13,586
目) 社会教育施設費	531,674	△ 6,424	0	0	△ 14,060	7,636	525,250
事項) 青少年健全育成施設管理運営費	241,157	10,804			△ 8	10,812	251,961
事項) 図書館運営費	186,955	480			△ 1,246	1,726	187,435
事項) 青少年健全育成施設整備費	22,330	△ 12,680				△ 12,680	9,650

事項) 文書館運営費	14,078	△ 1,647			△ 126	△ 1,521	12,431
事項) 博物館運営費	48,090	△ 3,233			△ 228	△ 3,005	44,857
事項) 博物館企画展等開催費	19,064	△ 148			△ 12,452	12,304	18,916
項) 保健体育費	839,799	△ 161,713	△ 144,156	0	△ 45,000	27,443	678,086
目) 保健体育総務費	742,017	△ 137,689	△ 123,005	0	△ 43,976	29,292	604,328
事項) 職員給与費	171,713	29,856			△ 117	29,973	201,569
事項) 管理運営費	3,007	△ 76				△ 76	2,931
事項) 学校保健管理指導費	352,376	△ 99,165	△ 98,798			△ 367	253,211
事項) 学校安全管理指導費	214,921	△ 68,304	△ 24,207		△ 43,859	△ 238	146,617
目) 体育振興費	97,782	△ 24,024	△ 21,151	0	△ 1,024	△ 1,849	73,758
事項) 学校体育振興費	97,782	△ 24,024	△ 21,151		△ 1,024	△ 1,849	73,758
款) 災害復旧費	60,000	△ 23,790	0	0	△ 48,400	24,610	36,210
項) 学校施設等災害復旧費	60,000	△ 23,790	0	0	△ 48,400	24,610	36,210
目) 学校施設災害復旧費	60,000	△ 23,790	0	0	△ 48,400	24,610	36,210
事項) 県立学校施設災害復旧事業費	60,000	△ 23,790			△ 48,400	24,610	36,210
教育委員会合計	123,492,711	△ 2,209,885	△ 628,746	△ 2,679,700	△ 230,527	1,329,088	121,282,826

■繰越明許費

(単位：千円)

款・項・事項名	補正後 予算額	繰越予定額	繰越予定額の財源内訳			
			国支出金	地方債	その他	一般財源
款) 教育費 項) 教育総務費 事項) 教育庁運営費	473,575	7,627				7,627
款) 教育費 項) 教育総務費 事項) 義務教育課運営費	33,102	12,404				12,404
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 一般管理費	1,221,623	115,200	57,600			57,600
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 校舎改築費	102,881	29,279				29,279
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 大規模改造事業費	545,655	176,885		135,700		41,185
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 施設改造費	365,192	96,382		15,000		81,382
款) 教育費 項) 特別支援学校費 事項) 施設整備費	1,295,187	287,296		113,400		173,896
款) 教育費 項) 特別支援学校費 事項) 一般管理費	284,154	46,800	23,400			23,400
款) 教育費 項) 保健体育費 事項) 学校安全管理指導費	146,617	27,060	27,060			

議案第3号

特定歴史公文書に関する事務を受任することについて（報告承認）

山口県知事から協議のあった特定歴史公文書に関する事務の委任について、別紙のとおり知事に回答したので、報告して承認を求めます。

令和5年(2023年)2月16日

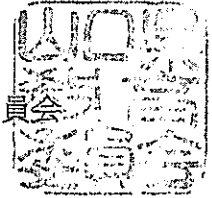
山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 4 教 運 施 第 5 4 9 号  
令和 5 年 (2023 年) 1 月 2 7 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



特定歴史公文書に関する事務の委任について

令和 5 年 (2023 年) 1 月 1 2 日 付け 令 4 学 事 文 書 第 1 2 5 5 号 で 協 議 の あ り ま し た こ の  
こ と に つ い て は 、 承 諾 し ま す 。

## 特定歴史公文書に関する事務の受任について

### 1 趣 旨

令和5年2月議会に上程される「山口県公文書等管理条例」の制定により、現在、文書館が収集・管理している「保存期間が満了した歴史資料として重要な公文書」については、「特定歴史公文書」と位置づけられ、知事の権限で収集・管理されることとなる。

この際、当該条例の県議会への上程に先立ち、山口県知事から、「特定歴史公文書」に関する事務を、地方自治法180条の2の規定に基づき委任したい旨協議があったもの。

### 2 協議内容

#### (1) 委任される事務の内容

山口県公文書等管理条例（令和5年2月議会上程、令和6年4月1日施行予定）に規定することとしている公文書等の管理に関する事務のうち「特定歴史公文書に関する事務」

（審査請求に関する事務並びに保存、利用及び廃棄に関する規則の制定に関する事務を除く。）

#### (2) 委任される職員

文書館長

#### (3) 委任される理由

文書館長は特定歴史公文書に関する事務の実施に係る実績、技能、知識を有しており、文書館長に当該事務を委任することにより、組織機構や職員配置の重複を避け、行政の能率的処理と一体性を保持することができるため

#### (4) 委任の開始時期

令和6年4月1日

議案第4号

山口県公文書等管理条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和5年（2023年）2月13日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志



令 4 教 政 第 7 1 5 号

令和 5 年(2023年) 2 月 1 3 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 5 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 5 年 2 月 8 日付け令 4 財政第 1 4 1 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 4 年度山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 山口県公文書等管理条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 山口県立博物館条例の一部を改正する条例

令和 5 年 (2023 年) 2 月 8 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 5 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見  
について

令和 5 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 4 年度山口県一般会計補正予算（第 5 号）
- 3 山口県公文書等管理条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 山口県立博物館条例の一部を改正する条例

山口県公文書等管理条例

1 制定の趣旨

行政文書の適正管理への社会的関心の高まりやデジタル・ガバメントの推進に伴う行政手続きのオンライン化への対応など、公文書管理を取り巻く環境が大きく変化する中、電子決裁システムの導入等を契機として、これまで各実施機関が独自に運用してきた公文書管理について、条例化により全庁の統一的ルールを定め、体系的かつ効率的な運用を図るもの

2 制定の概要

(1) 対象機関

知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、県設立の地方独立行政法人

(2) 公文書の管理

- ・職員は、意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成
- ・保存期間が満了した簿冊は、知事に移管又は廃棄 など

(3) 特定歴史公文書の保存、利用等

- ・特定歴史公文書（保存期間満了後の公文書のうち、歴史的価値があるものとして知事に移管されたもの）の「利用請求権」を設定し、利用請求があった場合は、利用制限事由に該当する場合を除き、利用させなければならない

※特定歴史公文書に関する事務は、県文書館に委任予定

- ・利用方法は、閲覧又は写しの交付
- ・写しの交付を受ける者は手数料を納入 など

※手数料の額については、山口県使用料手数料条例に規定

(4) 山口県公文書管理委員会

- ・公文書の管理に関する重要事項についての調査及び審議並びに公文書の管理に関する事項についての建議に関する事務を実施
- ・委員には秘密保持義務を課す など

(5) 罰則

- ・山口県公文書管理委員会委員が秘密保持義務違反をした場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する

(6) 附則

- ・山口県使用料手数料条例の一部改正
- ・山口県文書館条例の一部改正

※文書館の業務として特定歴史公文書に関する専門的な調査研究を行うことと、知事から委任された特定歴史公文書に関する事務を行うことを規程

3 施行期日

令和6年4月1日

※山口県公文書管理委員会に関する規定の一部は条例公布日に施行

(山口県文書館条例の一部改正)

11 山口県文書館条例の一部を次のように改正する。

第一条中「(以下「文書」という。)」を削る。

第三条中「行なう。」を「行う。」に改め、同条第一号中「文書」を「山口県の記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録(以下「文書」という。)」に改め、同条第三号及び第四号中「行なう」を「行う」に改め、同条第五号中「文書」の下に

「及び特定歴史公文書(山口県公文書等管理条例(令和五年山口県条例第 号)第二条第四項に規定する特定歴史公文書をいい、同条例附則第九項の規定により特定歴史公文書とみなされる同条第二項に規定する文書等及び同条例附則第三項に規定する既存の簿冊等を含む。以下同じ。)」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第六号及び第七号中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一号を加える。

八 知事から委任された特定歴史公文書に関する事務を行うこと。

<p>一の 特定歴史公文書の写し等の交付に関する事務</p>	<p>特定歴史公文書の写し等交付手数料</p>	<p>複製機により用紙（日本産業規格 A 列三番までのものに限る。）に複写したものを交付する場合      電磁的記録に記録された事項を用紙（日本産業規格 A 列三番までのものに限る。）に出力したものを交付する場合      電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X O 六〇六及び X 六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものを交付する場合      その他の方法により交付する場合</p>
<p>備考 用紙の両面に複写し、又は出力したものを交付する場合の手数料の金額は、片面を一枚として算定する。</p>	<p>一枚につき      十円      （カラーで複写したものに あつては、二十円）</p> <p>一枚につき      十円      （カラーで出力したものに あつては、二十円）</p> <p>一枚につき      四十円</p> <p>一回につき      実費に相当する額</p>	

9 この条例の施行の際現に文書館において保存されている歴史公文書に相当する文書等並びに附則第四項及び第七項並びに前項の規定により知事に移管された既存の簿冊等については、特定歴史公文書とみなす。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

10 山口県使用料手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一の2の表一の項の次に次のように加える。

れ以外の簿冊等については」と、同条第五項中「移管等の定めを変更し」とあるのは「知事に移管し」とする。

5 実施機関は、既存の簿冊等で保存期間を満了していないものについては、第五条第四項の規定の例により当該保存期間を延長することができる。この場合においては、同条第三項の規定の例により保存期間の満了する日を設定するとともに同条第五項の規定の例により保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。

6 実施機関は、既存の簿冊等で保存期間を満了していないもの（前項の規定により保存期間を延長したものを除く。）の保存期間が満了したときは、第八条第一項の規定の例により新保存期間等の設定をすることができる。この場合においては、第五条第五項の規定の例により保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。

7 既存の簿冊等で保存期間を満了していないもの（前二項の規定により保存期間を延長し又は新保存期間等の設定をしたものを除く。）の保存期間が満了したときの取扱いについては、前項の規定により新保存期間等の設定をする場合を除き、第九条の規定の例による。この場合においては、附則第四項後段の規定を準用する。

8 既存の簿冊等で附則第三項からこの項までの規定により新保存期間等の設定をし又は保存期間を延長したものの保存期間が満了したときの取扱いについては、第八条及び第九条の規定の例による。

正規定、同条第五号の改正規定（「行なう」を「行う」に改める部分を除く。）及び同条に次の一号を加える改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した文書等について適用する。

3 実施機関は、この条例の施行の際現に当該実施機関が定めた基準による保存期間が設定されている公文書又は公文書の集合物（以下「既存の簿冊等」という。）で当該保存期間を満了してなお保有しているものうち、引き続き当該実施機関において保存する必要があるものについては、第八条第一項の規定の例により新保存期間等の設定をし、第五条第五項の規定の例により保存期間が満了したときの措置を定めて保存しなければならない。この場合においては、同条第四項の規定の例により保存期間を延長することができる。

4 既存の簿冊等で実施機関が保存期間を満了してなお保有しているものうち、引き続き当該実施機関において保存する必要があるものの取扱いについては、第九条の規定の例による。この場合において、同条第一項中「移管等の定めに基づき」とあるのは「当該簿冊等にまとめられた公文書が歴史公文書に該当するものについては」と、「又は」とあるのは「そ



4 実施機関は、前項の規定により知事に移管する歴史刑事訴訟書類について、利用の制限を行うことが適切であると認められる場合には、その旨の意見を付さなければならない。

5 前項の規定により意見が付された歴史刑事訴訟書類について利用請求があつたときは、第十五条の規定にかかわらず、知事は、その利用の制限を行うものとする。

#### (規則への委任)

第四十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 第六章 罰則

第四十七条 第三十三条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四章第一節(第三十三条第四項及び第三十四条第二号を除く。)の規定及び附則第十一项中山口県文書館条例(昭和三十九年山口県条例第五十六号)第三条の改正規定(同条第一号の改

第四十四条 実施機関は、当該実施機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する公文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(刑事訴訟に関する書類等の取扱い)

第四十五条 次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第五十二条の二第二項に規定する訴訟に関する書類(次項において「刑事訴訟に関する書類」という。) 第二章の規定

二 刑事訴訟法第五十三条の二第四項に規定する押収物 この条例の規定

2 実施機関は、当該実施機関が保有する刑事訴訟に関する書類であつて、歴史資料として重要なもの(以下この条において「歴史刑事訴訟書類」という。)の適切な保存のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、必要があると認めるときは、知事に協議し、その同意を得て、歴史刑事訴訟書類を知事に移管することができる。

4 委員会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第四十一条 委員会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第四十二条 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

## 第五章 雑則

(研修)

第四十三条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 知事は、実施機関が前項の研修を行うための資料の提供その他必要な援助をするものとする。

(組織の見直しに伴う公文書の適正な管理のための措置)

の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第四十条 委員会は、第三十六条第三項若しくは第四項又は第三十八条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該主張書面又は資料を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査関係人は、委員会に対し、委員会に提出された主張書面又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を委員会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 委員会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る主張書面又は資料を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

査関係人」という。)にその主張を記載した書面(以下「主張書面」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第二十七条 委員会は、審査関係人の申立てがあつたときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面の提出)

第二十八条 審査関係人は、委員会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、委員会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第二十九条 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第三十六条第一項の規定により提示された特定歴史公文書を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第三十七条第一項本文の規定による審査関係人の意見

三 第二十九条の規定による廃棄をしようとするとき。

(資料の提出等の求め)

第三十五条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、知事又は実施機関に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

#### 第二節 審査請求に係る調査審議の手續

(委員会の調査権限)

第三十六条 委員会は、必要があると認めるときは、知事に対し、審査請求に係る特定歴史公文書の提示を求め、ことができる。この場合においては、何人も、委員会に対し、その提示された特定歴史公文書の開示を求め、ることができない。

2 知事は、委員会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、知事に対し、審査請求に係る特定歴史公文書に記録されている情報の内容を委員会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、委員会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、委員会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は知事(以下「審

## 第一節 設置等

### (設置)

第三十三条 公文書等の管理に関する重要事項についての調査及び審議並びに公文書等の管理に関する事項についての建議に関する事務を行わせるため、山口県公文書管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員五人以内で組織する。

3 委員は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

### (委員会への諮問)

第三十四条 知事は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

- 一 この条例（第三十二条及び前条第五項を除く。）に基づく規則の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 二 公文書管理指針の制定又は変更（規則で定める軽微な変更を除く。）の立案をしようとするとき。

第三十一条 知事は、特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄が第十四条から第二十三条まで及び第二十七条から前条までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則（以下「利用等規則」という。）を定めなければならない。

2 利用等規則には、特定歴史公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 保存に関する事項

二 一般の利用に関する事項

三 特定歴史公文書を移管した実施機関による当該特定歴史公文書の利用に関する事項

四 廃棄に関する事項

（知事の権限の委任）

第三十二条 知事は、この章（第二十四条から第二十六条まで及び前条を除く。）に規定する事項に関する知事の権限に属する事務を、規則で定めるところにより、文書館の長に委任することができる。

第四章 山口県公文書管理委員会



(利用の促進)

第二十七条 知事は、特定歴史公文書(第十五条の規定により利用させることができるものに限る。)について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(移管元実施機関による利用の特例)

第二十八条 特定歴史公文書を移管した実施機関がその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書について利用請求をした場合には、第十五条第一項第一号の規定は、適用しない。

(特定歴史公文書の廃棄)

第二十九条 知事は、特定歴史公文書として保存されている文書等が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書等を廃棄することができる。

(保存及び利用の状況の公表)

第三十条 知事は、特定歴史公文書の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

(利用等規則)

第二十五条 知事は、前条第三項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

二 利用請求をした者（利用請求をした者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る特定歴史公文書の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第二十六条 第二十一条第四項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る利用決定等（利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書を利用させることに

反対の意思を表示している場合に限る。）

第二十三条 写しの交付により特定歴史公文書を利用する者は、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)に定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

(審査請求及び山口県公文書管理委員会への諮問)

第二十四条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、知事に対し、審査請求をすることができる。

2 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九條第一項の規定は、適用しない。

3 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、山口県公文書管理委員会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させることとする場合(当該特定歴史公文書の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(諮問をした旨の通知)

る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 知事は、第一項又は第二項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書について利用決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

#### （利用の方法）

第二十二條 知事が特定歴史公文書を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書を利用させる場合にあつては、当該特定歴史公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

#### （手数料）

二 残りの特定歴史公文書について利用決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十一条 利用請求に係る特定歴史公文書に第三者(国、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)

第二条第二項に規定する独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求をした者以外の者をいう。以下同じ。)に関する情報が記録されている場合には、知事は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、

利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が情報公開条例第七条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 知事は、特定歴史公文書であつて第十五条第一項第一号ニに該当するものとして第九条第六項の規定により意見を付されたものについて利用決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書を移管した実施機関に対し、利用請求に係

第十九条 前条各項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があつた日から三十日以内にしなければならない。

ただし、第十七条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、知事は、利用請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用決定等の期限の特例）

第二十条 利用請求に係る特定歴史公文書が著しく大量であるため、利用請求があつた日から六十日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、知事は、利用請求に係る特定歴史公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、知事は、同条第一項に規定する期間内に、利用請求をした者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 知事は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、知事は、利用請求をした者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(利用請求に対する措置)

第十八条 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定（以下「利用決定」という。）をし、利用請求をした者に対し、その旨及び利用に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該特定歴史公文書の全部を利用させる旨の決定をする場合であつて規則で定めるときは、口頭により通知することができる。

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求をした者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限)

該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第十六条 知事は、前条第一項第一号イの規定にかかわらず、同号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用請求があつた場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があつたときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書につき同号イに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(利用請求の手続)

第十七条 利用請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用請求書」という。）を知事に提出してしなければならない。

- 一 利用請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- 二 第十四条第四項の目録に記載された利用請求をしようとする特定歴史公文書の名称



ハ 情報公開条例第七条第六号に規定する事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、同号イ又はホに掲げるおそれがあるもの

ニ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

二 当該特定歴史公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は知事が当該原本を現に使用している場合

2 知事は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書が同項第一号に該当するか否かについて判断するに当たつては、当該特定歴史公文書が公文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書に第九条第六項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 知事は、第一項第一号に掲げる場合であっても、同号イからニまでに掲げる情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当

の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書の分類、名称、移管をした実施機関の名称、移管を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(特定歴史公文書の利用請求及びその取扱い)

第十五条 知事は、特定歴史公文書について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 情報公開条例第七条第一号に掲げる情報

ロ 情報公開条例第七条第三号に掲げる情報

第十三条 実施機関は、公文書の管理を効率的に行うため、文書管理システム（電子計算機及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせたものをいう。）の集合体であつて、文書等の收受、処理及び施行その他公文書の取扱いに関する事務を一体的に処理するよう構成されたものをいう。）の利用に努めなければならぬ。

### 第三章 特定歴史公文書の保存、利用等

#### （特定歴史公文書の保存等）

第十四条 知事は、特定歴史公文書について、第二十九条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 知事は、特定歴史公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 知事は、特定歴史公文書に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他

四 簿冊管理簿に関する事項

五 移管又は廃棄に関する事項

六 管理状況の報告に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項

3 知事は、公文書管理指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(公文書管理規程)

第十二条 実施機関は、公文書管理指針を参酌して、公文書の管理に関する規程（以下「公文書管理規程」という。）を定めなければならない。

2 実施機関は、公文書管理規程を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(文書管理システムの利用)

い。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

3 知事は、第一項に定めるもののほか、公文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、実施機関に対し、公文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

(公文書管理指針)

第十一条 知事は、実施機関における公文書の管理が第四条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する指針（以下「公文書管理指針」という。）を定めなければならない。

2 公文書管理指針には、公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 作成に関する事項

二 整理に関する事項

三 保存に関する事項

て、文書館の長の意見を聴かなければならない。

3 実施機関は、第一項の規定により簿冊等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、前条第三項又は前項の意見を付して、その旨を知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の規定による報告があつた場合において、実施機関が廃棄しようとする簿冊等にまとめられた公文書が歴史公文書に該当すると認めるときその他特に保存の必要があると認めるときは、当該実施機関に対し、当該簿冊等を廃棄しないよう求めるものとする。

5 実施機関は、前項の規定による求めがあつたときは、当該簿冊等について、移管等の定めを変更し、又は新保存期間等の設定をしなければならない。

6 実施機関は、第一項の規定により知事に移管する簿冊等について、第十五条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

第十条 実施機関は、簿冊管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。

第八条 実施機関は、簿冊等の保存期間が満了した場合であつて当該簿冊等を引き続き当該実施機関において保存する必要があると認めるときは、新たに保存期間及び保存期間の満了する日の設定（以下「新保存期間等の設定」という。）をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による新保存期間等の設定をしない場合であつて、第五条第五項の規定による定め（以下「移管等の定め」という。）と異なる措置をとる必要があると認めるときは、当該移管等の定めを変更しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により移管等の定めを変更する場合であつて、移管の措置を変更して廃棄の措置をとるべきことを定めようとするときは、あらかじめ、当該移管等の定めに係る簿冊等にまとめられた公文書が歴史公文書に該当するか否かについて、文書館の長の意見を聴かなければならない。

第九条 実施機関は、保存期間が満了した簿冊等について、前条第一項の規定により新保存期間等の設定をする場合を除き、移管等の定めに基づき、知事に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により、保存期間が満了した簿冊等を廃棄しようとするときは、前条第三項の規定により文書館の長の意見を聴いた場合を除き、あらかじめ、当該簿冊等にまとめられた公文書が歴史公文書に該当するか否かについて

に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

(簿冊管理簿)

第七条 実施機関は、簿冊等の管理を適切に行うため、規則で定めるところにより、簿冊等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号。以下「情報公開条例」という。）第七条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「簿冊管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、規則で定める期間未満の保存期間が設定された簿冊等については、この限りでない。

2 実施機関は、簿冊管理簿について、第十二条第一項に規定する公文書管理規程で定めるところにより、当該実施機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(保存期間を満了した簿冊等の取扱い)



認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「簿冊」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、規則で定めるところにより、当該簿冊について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、第一項及び前項並びに第八条第一項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、規則で定めるところにより、延長することができる。

5 実施機関は、簿冊及び単独で管理している公文書（以下「簿冊等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書に該当するものにあつては知事への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

（保存）

第六条 実施機関は、簿冊等について、当該簿冊等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等

の条例の定めるところによる。

## 第二章 公文書の管理

### 第一節 文書等の作成

第四条 実施機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、第十二条第一項に規定する公文書管理規程で定める事項について、文書等を作成しなければならない。

### 第二節 公文書の整理等

#### (整理)

第五条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、規則で定めるところにより、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると

二 特定歴史公文書

三 山口県文書館（以下「文書館」という。）その他規則で定める施設において、規則で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

3 この条例において「歴史公文書」とは、公文書のうち、歴史資料として重要な公文書として規則で定める基準に該当するものをいう。

4 この条例において「特定歴史公文書」とは、第九条第一項又は第四十五条第三項の規定により知事に移管された文書等をいう。

5 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

一 公文書

二 特定歴史公文書

（他の法令との関係）

第三条 公文書等の管理については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、こ

(定義)

第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（知事、警察本部長、公営企業管理者、議会の議長の職務を行う者、実施機関の委員長（教育委員会にあつては、教育長）及び委員、県が設立した地方独立行政法人の役員、実施機関の事務局その他の事務部局及び実施機関の管理に属する機関の職員並びに実施機関の附属機関を組織する委員その他の構成員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）（以下「文書等」という。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

第一節 設置等（第三十三條—第三十五條）

第二節 審査請求に係る調査審議の手續（第三十六條—第四十二條）

第五章 雜則（第四十三條—第四十六條）

第六章 罰則（第四十七條）

附則

第一章 總則

（目的）

第一條 この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史資料として重要な文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

議案第 号

山口県公文書等管理条例

令和五年 月 日提出

山口県公文書等管理条例

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 公文書の管理

第一節 文書等の作成（第四条）

第二節 公文書の整理等（第五条―第十三条）

第三章 特定歴史公文書の保存、利用等（第十四条―第三十二条）

第四章 山口県公文書管理委員会

山口県知事 村岡 嗣政

改正案

(業務)

第三条 山口県文書館(以下「文書館」という。)は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 山口県の記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録(以下「文書」という。)の利用に関すること。

二 (略)

三 文書の目録、索引、解題、定本の作成及び配布を行うこと。

四 歴史の編さん及び配布を行うこと。

五 文書及び特定歴史公文書(山口県公文書等管理条例(令和五年山口県条例第 号)第二条第四項に規定する特定歴史公文書をいい、同条例附則第九項の規定により特定歴史公文書とみなされる同条第二項に規定する文書等及び同条例附則第三項に規定する既存の簿冊等を含む。以下同じ。)に関する専門的な調査及び研究を行うこと。

六 文書の利用に関し参考となる助言及び案内を行うこと。

七 文書の展示及び文書に関する講習等を行うこと。

八 知事から委任された特定歴史公文書に関する事務を行うこと。

以下略

現行

(業務)

第三条 山口県文書館(以下「文書館」という。)は、次の各号に掲げる業務を行なう。

一 文書の利用に関すること。

二 文書を収集し、整備し、及び保存すること。

三 文書の目録、索引、解題、定本の作成及び配布を行なうこと。

四 歴史の編さん及び配布を行なうこと。

五 文書に関する専門的な調査及び研究を行なうこと。

六 文書の利用に関し参考となる助言及び案内を行なうこと。

七 文書の展示及び文書に関する講習等を行なうこと。

(追加)

以下略

○山口県公文書等管理条例（山口県文書館条例の一部改正関係）

新旧対照表

改正案

現行

○山口県文書館条例

（昭和三十九年三月二十六日  
山口県条例第五十六号）

○山口県文書館条例

（昭和三十九年三月二十六日  
山口県条例第五十六号）

（設置）

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十条の規定に基づき、山口県の公文書及び記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録を収集し、及び管理するとともに、これらの活用を図り、もつて文化の発展に寄与するため、文書館を設置する。

（設置）

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十条の規定に基づき、山口県の公文書及び記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録（以下「文書」という。）を収集し、及び管理するとともに、これらの活用を図り、もつて文化の発展に寄与するため、文書館を設置する。

第二条 （略）

第二条 （略）



改正案

○山口県使用料手数料条例

（昭和三十一年三月二十七日）  
山口県条例第一号

第一条（第六条）（略）

附則（略）

別表第一（第二条関係）（略）

1 共通的使用料手数料（略）

2 総務部関係使用料手数料

項	名称	区分	単位	金額
一	山口県公報個人閲覧の用に提出する資料の複製・印刷費			（略）
二	山口県公報個人閲覧の用に提出する資料の複製・印刷費			（略）

以下略

現行

○山口県使用料手数料条例

（昭和三十一年三月二十七日）  
山口県条例第一号

第一条（第六条）（略）

附則（略）

別表第一（第二条関係）（略）

1 共通的使用料手数料（略）

2 総務部関係使用料手数料

項	名称	区分	単位	金額
一	山口県公報個人閲覧の用に提出する資料の複製・印刷費			（略）
二	山口県公報個人閲覧の用に提出する資料の複製・印刷費			（略）

以下略

議案第5号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての  
意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め  
ます。

令和5年（2023年）2月13日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 4 教 政 第 7 1 5 号  
令和 5 年 (2023 年) 2 月 1 3 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 5 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 5 年 2 月 8 日付け令 4 財政第 1 4 1 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 4 年度山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 山口県公文書等管理条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 山口県立博物館条例の一部を改正する条例

令和 5 年 (2023 年) 2 月 8 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 5 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見  
について

令和 5 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 4 年度山口県一般会計補正予算（第 5 号）
- 3 山口県公文書等管理条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 山口県立博物館条例の一部を改正する条例

議案第5号参考資料

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

平成26年4月1日から実施している知事、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の給料月額の減額措置を、令和5年度においても継続して実施するもの。

2 改正の内容

平成26年4月1日から令和5年3月31日までとしている実施期間を1年間延長する。

3 施行期日

公布の日

(参考)

対 象 職 員	減額の内容
知事	給料月額の10%
副知事 山口県公営企業管理者 教育長 常勤の監査委員	給料月額の5%

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和五年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十六年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、「令和四年七月一日から同月三十一日までの間にあつては、百分の六十」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改 正 案

○知事等の給与の特例に関する

条例

（平成二十六年三月二十五日）  
山口県条例第一号

知事、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の給料月額は、平成二十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの間においては、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和三十一年山口県条例第二十号）第四条の規定にかかわらず、同条例別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額から、その額に知事にあつては百分の十を、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員にあつては百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額とする。

附 則（略）

現 行

○知事等の給与の特例に関する

条例

（平成二十六年三月二十五日）  
山口県条例第一号

知事、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の給料月額は、平成二十六年四月一日から令和五年三月三十一日までの間においては、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和三十一年山口県条例第二十号）第四条の規定にかかわらず、同条例別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額から、その額に知事にあつては百分の十（令和四年七月一日から同月三十一日までの間にあつては、百分の六十）を、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員にあつては百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額とする。

附 則（略）

議案第6号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例についての意見の申  
出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め  
ます。

令和5年（2023年）2月13日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志



令 4 教 政 第 7 1 5 号

令和 5 年(2023年) 2 月 1 3 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 5 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 5 年 2 月 8 日付け令 4 財 政 第 1 4 1 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 4 年度山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 山口県公文書等管理条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 山口県立博物館条例の一部を改正する条例

令和 5 年 (2023 年) 2 月 8 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 5 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見  
について

令和 5 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 4 年度山口県一般会計補正予算（第 5 号）
- 3 山口県公文書等管理条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 山口県立博物館条例の一部を改正する条例

議案第6号参考資料

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

高等学校、中等教育学校、特別支援学校、中学校及び小学校の学校職員の定数について、児童生徒数の増減、教職員定数の改善等により、所要の増減員を行う。

2 改正の内容

(単位：人)

区 分	現行定数	改正定数	増 減	摘 要	
高等学校	校長及び教員	2,018	2,003	△ 15	収容定員の減等 △ 15人
	校長及び教員以外の職員	455	457	2	収容定員の増等 2人
	計	2,473	2,460	△ 13	
中等教育学校	校長及び教員	58	58	0	
	校長及び教員以外の職員	6	6	0	
	計	64	64	0	
特別支援学校	校長及び教員	1,263	1,245	△ 18	学級減等 △ 18人
	校長及び教員以外の職員	156	155	△ 1	任用替えに伴う減 △ 1人
	計	1,419	1,400	△ 19	
中学校	校長及び教員	2,914	2,884	△ 30	定数改善 15人 非常勤講師振替減等 △ 45人
	校長及び教員以外の職員	162	157	△ 5	定数減 △ 5人
	計	3,076	3,041	△ 35	
小学校	校長及び教員	4,989	4,943	△ 46	定数改善 29人 学級減等 △ 75人
	校長及び教員以外の職員	331	325	△ 6	定数改善 2人 学級減等 △ 8人
	計	5,320	5,268	△ 52	
合計	校長及び教員	11,242	11,133	△ 109	
	校長及び教員以外の職員	1,110	1,100	△ 10	
	計	12,352	12,233	△ 119	

3 施行期日

令和5年 4月 1日

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、〇一八人」を「二、〇〇三人」に、「四五五人」を「四五七人」に、「三、四七三人」を「三、四六〇人」に改め、同条第三号中「一、二六三人」を「一、二四五人」に、「一五六人」を「二五五人」に、「二、四一九人」を「二、四〇〇人」に改め、同条第四号中「二、九一四人」を「二、八八四人」に、「二六二人」を「二五七人」に、「三、〇七六人」を「三、〇四一人」に改め、同条第五号中「四、九八九人」を「四、九四三人」に、「三三一人」を「三三五人」に、「五、三二〇人」を「五、二六八人」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

### ○山口県学校職員定数条例

(昭和三十一年十月十九日  
山口県条例第五十一号)

第一条 (略)

第二条 (職員の定数)  
職員の数に、次に掲げるとおりとする。

一 高等学校

校長及び教員  
計 校長及び教員以外の職員  
二、〇〇三人  
四、五七二人  
二、四六〇人

二 中等教育学校

校長及び教員  
計 校長及び教員以外の職員  
五八人  
六人  
六四人

三 特別支援学校

校長及び教員(寄宿舎指導員を含む。以下この号において同じ。)  
計 校長及び教員以外の職員  
一、二四五人  
一、五五五人  
一、四〇〇人

四 中学校

校長及び教員  
計 校長及び教員以外の職員  
二、八八四人  
一、五七二人  
三、〇四一人

五 小学校

校長及び教員  
計 校長及び教員以外の職員  
四、九四三人  
三、三二五人  
五、二六八人

第三条 (略)

### ○山口県学校職員定数条例

(昭和三十一年十月十九日  
山口県条例第五十一号)

第一条 (略)

第二条 (職員の定数)  
職員の数に、次に掲げるとおりとする。

一 高等学校

校長及び教員  
計 校長及び教員以外の職員  
三、〇一八人  
四、五五五人  
二、四七三人

二 中等教育学校

校長及び教員  
計 校長及び教員以外の職員  
五八人  
六人  
六四人

三 特別支援学校

校長及び教員(寄宿舎指導員を含む。以下この号において同じ。)  
計 校長及び教員以外の職員  
一、二六三人  
一、五六六人  
一、四一九人

四 中学校

校長及び教員  
計 校長及び教員以外の職員  
二、九一四人  
一、六二二人  
三、〇七六人

五 小学校

校長及び教員  
計 校長及び教員以外の職員  
四、九八九人  
三、三三〇人  
五、三三〇人

第三条 (略)

議案第7号

山口県立博物館条例の一部を改正する条例についての意見の申出に  
ついて（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め  
ます。

令和5年（2023年）2月13日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 4 教 政 第 7 1 5 号  
令和 5 年(2023年) 2 月 1 3 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 5 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 5 年 2 月 8 日付け令 4 財 政 第 1 4 1 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 4 年度山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 山口県公文書等管理条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 山口県立博物館条例の一部を改正する条例

令和 5 年 (2023 年) 2 月 8 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 5 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見  
について

令和 5 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 5 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 4 年度山口県一般会計補正予算（第 5 号）
- 3 山口県公文書等管理条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 6 山口県立博物館条例の一部を改正する条例



## 山口県立博物館条例の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

令和4年4月15日に公布された博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）が施行されることに伴い、山口県立博物館条例について所要の改正を行うもの

### 2 改正の概要

山口県立博物館条例（昭和39年山口県条例第55号）の一部改正（第1条関係）  
条例第1条で引用している改正前博物館法第18条の削除に伴い、改正後博物館法第1条における目的部分を引用するように改める字句修正

### 3 施行期日

令和5年4月1日

※博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）の施行の日

議案第 号

山口県立博物館条例の一部を改正する条例

令和五年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

山口県立博物館条例の一部を改正する条例

山口県立博物館条例（昭和三十九年山口県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十八条の規定に基づき」を「県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

山口県立博物館条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>○山口県立博物館条例</p> <p>〔昭和三十九年三月二十六日 山口県条例第五十五号〕</p> <p>改正 昭和四二年 七月三日条例第三〇号 昭和四八年 四月七日条例第三二号 昭和六〇年 三月六日条例第一号</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館を設置する。</p> <p>以下(略)</p>	<p>○山口県立博物館条例</p> <p>〔昭和三十九年三月二十六日 山口県条例第五十五号〕</p> <p>改正 昭和四二年 七月三日条例第三〇号 昭和四八年 四月七日条例第三二号 昭和六〇年 三月六日条例第一号</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十八条の規定に基づき、博物館を設置する。</p> <p>以下(略)</p>

議案第8号

やまぐち文化芸術振興プラン（第3次）に対する意見の申出について

このことについて、別紙のとおり回答する。

令和5年（2023年）2月16日

山口県教育委員会

令 4 教 政 第 7 2 2 号  
令和 5 年 (2023 年) 2 月 1 6 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山 口 県 教 育 委 員 会

やまぐち文化芸術振興プラン (第 3 次) に対する意見の申出について (回答)

令和 5 年 2 月 1 0 日付け令 4 文化振興第 1 6 8 1 号で求められたこのことについて、下記のとおり意見を述べます。

記

意 見 適 当 と 認 め る

令 4 文化振興第 1 6 8 1 号  
令和 5 年(2023 年) 2 月 1 0 日

山口県教育委員会 様

山口県知事 村岡 嗣政

やまぐち文化芸術振興プラン(第 3 次)に対する意見について(照会)

文化芸術基本法(平成 29 年法律第 73 号)第 7 条の 2 第 2 項の規定により、やまぐち文化芸術振興プランに対する貴委員会の意見を求めます。

# やまぐち文化芸術振興プランの改定について

## 1 改定の趣旨

本プランは、コロナ禍で生じた社会変化等を踏まえ、中長期的な視点に立った文化振興に取り組み、また、やまぐち未来維新プランと軌を一にした文化振興施策を、総合的かつ計画的に推進する指針として改定するもの。

※現行プランの計画期間 2018(平成30)年度～2022(令和4)年度(5年間)

## 2 プランの位置づけ

### (1) 基本法第7条の2「地方文化芸術推進基本計画」※

※基本法において策定が都道府県等の努力義務とされた計画

※当計画を策定する場合は、あらかじめ教育委員会の意見を聴くこととされている。

(文化芸術基本法第7条の2第2項)

特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

### (2) 県文化芸術振興条例第6条第1項「文化芸術の振興に関する基本的な方針」

### (3) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」

## 3 プランの概要

### **基本理念** 心豊かで活力ある地域を育む やまぐちの文化力の創造

(1) 本県の多彩で魅力ある文化資源が観光振興に活用され、人々の交流が拡大し、地域が活性化している。

(2) 若手芸術家や伝統文化伝承者等、次代の文化芸術を担う人材育成の機会や活躍の場が充実している。

(3) 県立文化施設や山口きらら博記念公園等において文化芸術活動の発表の場や鑑賞機会の充実が図られ、県民誰もが文化芸術に親しめる環境が整備されている。

▶上記3項目に沿い、施策体系を3つの柱に基づく9項目で整理(次頁参照)

**計画期間** 2022(令和4)年度～2026(令和8)年度(5年間)

## 4 県民等に対する意見聴取の状況

**審議会** 第1回：令和4年11月16日開催、プラン素案

第2回：令和5年2月14日開催、プラン最終案

### **県民意識調査**

調査対象：県内に居住する18歳以上の男女(1,500人)

調査時期：令和4年5～6月 回答数：543名(回収率36.2%)

### **パブリックコメント**

実施時期：令和4年12月19日～令和5年1月18日

回答数：59件(11人)

## 5 施策体系 ※教育庁関係の抜粋

1 やまぐちの文化資源を活かした「文化観光」の推進	
重点	①多彩な文化資源を活かした交流の拡大
重点	②地域伝統芸能の振興
重点	③「錦帯橋」の世界文化遺産登録に向けた取組の推進
	④多彩な文化資源の国内外への情報発信
	県立図書館「ふるさと山口文学ギャラリー」における企画展開催等 図書館情報提供システム、生涯学習情報提供システムの整備・充実
2 やまぐちの文化芸術を担う人材の育成と活躍支援	
重点	⑤若手芸術家・伝統文化伝承者等の活躍支援
	⑥未来の地域文化の担い手育成
	「部活動改革」に向けた人材の確保・育成
	学校現場での優れた芸術にふれる機会の提供（学校芸術文化ふれあい事業等）
	全国中学校総合文化祭、全国高等学校総合文化祭への派遣
	県中学校総合文化祭、県高等学校総合文化祭、県学校美術展覧会の開催
	学校教育における伝統・文化への取組の促進
	県民総ぐるみでの子どもの読書活動の推進（山口県子ども読書支援センター （県立図書館）による支援）
	高校生の国際交流活動の実施
	博物館、学校、地域の連携による児童生徒、地域団体等への学習支援
	⑦文化芸術で活躍し、振興に寄与した人々の顕彰
3 県民誰もが文化芸術に親しめる環境の整備	
重点	⑧県民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実
	地域で子どもたちが文化芸術に継続して親しむ機会の確保
	美術館・博物館の所蔵品等及び図書館の資料の充実
	特別支援教育フェスティバルの開催
	⑨文化芸術の発展に向けた多様な主体との協働の推進

## 6 今後のスケジュール

- 2月16日 教育委員会会議における意見聴取
- 2月議会 委員会所管事項報告
- 3月 策定・公表



議案第9号

山口県スポーツ推進計画（改訂版）に対する意見の申出について

このことについて、別紙のとおり回答する。

令和5年2月16日

山口県教育委員会

令 4 教安体第 8 9 5 号  
令和 5 年(2023 年)2 月 1 6 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

「やまぐちスポーツ推進プラン 2022」に対する意見の申出について (回答)

令和 5 年 2 月 1 5 日付け令 4 スポーツ推進第 3 6 1 号で求められたこのこと  
について、下記の通り意見を述べます。

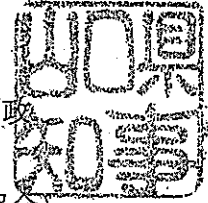
記

意見 適当と認める

令 4 スポーツ推進第 361 号  
令和 5 年(2023 年)2 月 15 日

山口県教育委員会 様

山口県知事 村岡 嗣政



「やまぐちスポーツ推進プラン 2022」に対する意見について (照会)

このことについて、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 10 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

## 「やまぐちスポーツ推進プラン2022」の策定について

### 1 趣 旨

スポーツ推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する新たなスポーツ推進計画を策定する。

### 2 計画の位置付け

#### (1) スポーツ基本法第10条に基づく地方スポーツ推進計画（努力義務）

##### ■スポーツ基本法第10条第2項

特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

#### (2) 山口県スポーツ推進条例第7条に基づくスポーツ推進計画

#### (3) 「やまぐち未来維新プラン」の分野別計画

### 3 計画の期間

2022（令和4）年度～2026（令和8）年度（5年間） ※未来維新プランと同様

### 4 計画のポイント

コロナ禍でのスポーツ参画機会の拡大や部活動改革など、スポーツを取り巻く環境変化・課題に対応し、新たな拠点整備やアウトドアスポーツによる交流拡大を推進するなど、本県スポーツの更なる振興を図る。

《7つの新規・拡充の基本施策を位置付け》

#### I. 多様な主体の参画によるスポーツの推進

1 **拡**スポーツ参画機会の拡大（感染症対策、部活動改革）

2 **拡**地域スポーツ推進拠点の整備充実（総合型地域スポーツクラブの充実強化）

#### II 競技力の向上

6 **新**スポーツ医・科学の推進（新たな拠点構築）

#### III スポーツ環境の整備

8 **新**新たな県民スポーツの拠点整備（東部地域武道館、きらら博記念公園整備）

#### IV スポーツによるまちづくり・地域活性化

11 **新**「スポーツフィールドやまぐち」の推進による新たな交流の創出

12 **拡**トップスポーツクラブ等と連携した魅力発信や交流人口の拡大

13 **新**オリンピック等世界大会のレガシーの継承・発展

### 5 県民等に対する意見聴取の状況

(1) 山口県スポーツ推進審議会（2回：令和4年11月17日、令和5年2月15日）

(2) パブリック・コメント（54件：令和4年12月19日～令和5年1月18日）

### 6 スケジュール（予定）

2月	スポーツ推進審議会（最終案審議）、教育委員会会議（意見聴取）
3月	最終案報告（県議会商工観光委員会） ⇒ <b>成案・公表</b>

## 《施策体系》

### ■基本理念（目指す姿）

### 「輝く、夢あふれるスポーツ元気県やまぐち」の実現

～4つの施策の柱、14の基本施策に基づき取組を推進～

## I 多様な主体の参画によるスポーツの推進

### 1 拡スポーツ参画機会の拡大

#### 〔スポーツ参画機会の充実〕

新 スポーツ実施率の低い働く世代、子育て世代への啓発（アウトドア等）

#### 〔スポーツ活動への参加に向けた機運醸成〕

新 県ゆかりのオリンピック等との交流促進

新 コロナ禍でも実施可能な気軽な運動の啓発（ウォーキング等）

#### 〔感染症対策を踏まえたスポーツ活動の推進〕

新 基本的な感染症対策を講じた上でのスポーツ活動の促進

#### 〔部活動改革の推進〕

新 多様なスポーツ団体、競技団体、学校、市町等との連携強化

### 2 拡地域スポーツ推進拠点の整備充実

#### 〔総合型クラブの設立促進・充実強化〕

新 公益性等を認証する制度への登録促進

新 魅力や認知度の向上に向けた広域連携の促進

### 3 スポーツによる健康及び体力の保持増進

- 働く世代・子育て世代、高齢者、子どもの体力向上

### 4 障害者スポーツの推進

## II 競技力の向上

### 5 アスリート・指導者の計画的な育成・強化

### 6 新スポーツ医・科学の推進

#### 〔スポーツ医・科学の拠点構築〕

新 アスリート育成・強化や生涯スポーツ推進に向けた新たな拠点の構築

新 専門人材との連携による、県民のスポーツ活動に対する支援体制の強化

#### 〔デジタル技術を活用した支援の強化〕

新 デジタル技術を活用した科学的サポートの強化

新 オンラインでの専門家による支援の拡大

#### 〔大学や医療機関等との連携強化〕

新 大学や医療機関等と連携したサポート体制の強化

### 7 クリーンでフェアなスポーツの推進

- 競技団体のガバナンス強化、ドーピング防止啓発 等

### Ⅲ スポーツ環境の整備

#### 8 新 新たな県民スポーツの拠点整備

- 新 県東部地域県立武道館（仮称）の計画的整備
- 新 スポーツ医・科学の新たな拠点構築〔再掲〕
- 新 山口きらら博記念公園の大規模イベント誘致や整備推進

#### 9 施設や設備の充実と利用促進

#### 10 地域のスポーツ人材の育成

- ・ 指導者、スポーツボランティアの確保・育成 等

### Ⅳ スポーツによるまちづくり・地域活性化

#### 11 新 「スポーツフィールドやまぐち」の推進による新たな交流の創出

〔「スポーツフィールドやまぐち」の推進〕

- 新 新たなツアー造成など誘客促進や交流人口の拡大
- 新 広島・福岡のファミリー層や女性をターゲットとした効果的な情報発信

〔「サイクル県やまぐち」を通じた交流促進〕

- 新 近隣県と連携した新たな周遊型サイクリングルート of 展開

〔eスポーツ等の活用による誘客促進〕

- 新 eスポーツ（バーチャルスポーツ等）を活用した誘客促進

#### 12 拡 トップスポーツクラブ等と連携した魅力発信や交流人口の拡大

- 拡 レノファ山口等のトップスポーツクラブとの連携による誘客推進
- 新 山口きらら博記念公園の大規模イベント誘致や整備推進〔再掲〕

#### 13 新 オリンピック等世界大会のレガシーの継承・発展

- 新 県ゆかりのオリンピック等との連携促進
- 新 世界水泳福岡大会（山口市・スペイン）の事前キャンプ受入れ支援

#### 14 県民運動の展開

- ・ 関係団体、学校、事業所等との連携による、県民のスポーツ活動への参加促進

「山口県学校部活動の在り方に関する方針（改訂版）」（案）【概要】

1 作成方針

- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(R4.12策定)」の「I 学校部活動」を踏まえ、現行の「運動部活動の在り方に関する方針」(H31.3策定)及び「文化部活動の在り方に関する方針(R1.8策定)を統合し、改訂版として作成

2 主な変更点等

- (1) 「生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする」と明記
- (2) 「学校部活動の地域連携」が大項目となり、内容が具体化
  - 学校と地域が協働・融合した形での環境整備の推進。その際、地域において今後の環境の在り方等を協議する場の設置も考えられる。
  - 地域の実情に応じ、他校種との合同練習の実施により連携を深め、多様な交流機会を設ける。
  - 地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動について、地域との共同実施などにより連携を深める。
  - 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知し、生徒が興味関心に応じて、選択できるようにする。
- (3) 「7 安全管理と事故防止」の内容に以下を新たに追加
  - 生徒の健康管理及び感染予防対策に係る内容





案

山口県 学校部活動の在り方に関する方針

運動部活動の在り方に関する方針  
及び文化部活動の在り方に関する方針

改訂版

令和5年2月

山口県教育委員会

## 目 次

前 文	… 1
本方針策定の趣旨等	… 1
(1) 本方針の対象範囲	
(2) 望ましい部活動の在り方	
部活動の位置付け	… 2
1 適切な運営のための体制整備	… 3
(1) 学校部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	… 5
(1) 適切な指導の実施	
(2) 部活動用指導手引の普及・活用	
3 適切な休養日等の設定	… 6
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	… 8
5 学校部活動の地域連携	… 9
6 学校単位で参加する大会等の見直し	…10
7 安全管理と事故防止	…10
終わりに	…10

## 前 文

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、本県のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、必ずしも専門性や意思にかかわらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。
- 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- 本方針は、県教育委員会において策定した「運動部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月）及び「文化部活動の在り方に関する方針」（令和元年8月）を統合した上で、改訂するものとする。

## 本方針策定の趣旨等

### (1) 本方針の対象範囲

- 本方針は、本県の中学校（中等教育学校前期、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）及び高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）段階の学校部活動を主な対象とする。  
ただし、本方針のうち「5 学校部活動の地域連携」については、中学校段階を主な対象とし、高等学校段階については、原則として適用する。その際、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

### (2) 望ましい部活動の在り方

- 生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、学校部活動が以下の枠内を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた、多様な形で最適に実施されることをめざす。

### 【運動部活動】

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことをめざし、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

### 【文化部活動】

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことをめざし、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養をめざした教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

### 【共通】

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 学校全体として学校部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

## 部活動の位置付け

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育がめざす資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することが求められている。  
中学校及び高等学校の学習指導要領では、次のように規定されている。

### ○中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月）【抜粋】

#### 第 1 章 総則 第 5 学校運営上の留意事項

### ○高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月）【抜粋】

#### 第 1 章 総則 第 6 款 学校運営上の留意事項

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

- 学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容を徹底する。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 学校部活動の方針の策定等

ア 市町教育委員会は、スポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(以下、「国のガイドライン」という。)の「I. 学校部活動」に則り、「本方針」を参考に、各学校において、適正な学校部活動運営がなされるよう、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、前記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 県教育委員会及び市町教育委員会は、前記イに関し、各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教師だけでなく、部活動指導員<sup>※1</sup>や外部指導者など適切な指導者の確保等により、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

イ 校長は、教師を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

---

※1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する」学校の職員(義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用)。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

エ 県教育委員会及び市町教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

オ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針<sup>※2</sup>」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

カ 県教育委員会及び市町教育委員会は、部活動指導員を確保し、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担える体制の構築に努める。部活動指導員が十分に確保できない場合には、校長は、教師を顧問とするものの外部指導者を配置し、必ずしも教師が直接指導に従事しない体制の構築に努める。

キ 県教育委員会及び市町教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修<sup>※3</sup>を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。県教育委員会及び市町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

---

※2 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」と定義し、時間外在校等時間の上限を①1カ月45時間以内、②1年間360時間以内等としている。

※3 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28ス庁第704号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

## (2) 部活動用指導手引の活用

○ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中央競技団体<sup>※4</sup>又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引(競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やパワー・ハラスメントの根絶等から構成され、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの)を活用して、適切な指導を行う。

---

※4 スポーツ競技の国内統括団体

### 3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究<sup>※5</sup>も踏まえ、以下の枠内を基準とする。

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様<sup>※6</sup>とする。

#### 中学校

##### 【休養日】

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中の休養日の設定については、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

##### 【活動時間】

- 1日の活動時間<sup>※7</sup>は、長くとも学期中の平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

※5 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

※6 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間当たりに換算すると、1週間当たりの授業時数は29単位時間(24時間10分)である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、本ガイドラインでは、1週間当たり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めた(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度を基準とする。)

※7 本方針での「活動時間」とは、スポーツ活動時間を意味しており、身体的トレーニング効果が期待される活動のことである。よって、会場への移動、準備、片付け、ミーティング、複数校で実施する練習試合の試合間の休憩、見学等は含まない。また、朝練習については、1日の活動時間に含み、放課後の活動時間が十分に確保できない場合等に、学校生活や家庭生活等へ十分配慮した上で行うこと



## 高等学校

### 【休養日】

- 学期中は、原則、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ただし、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点<sup>※8</sup>に留意し、一時的に、週当たり2日以上 of 休養日を設定しないと判断した場合<sup>※9</sup>は、少なくとも週当たり1日以上 of 休養日(週末のいずれかは原則として休養日に当てること)を設けることとする。その際においても、学校の部活動の実態等に応じた、適切な休養日の設定に向け、継続的な検討を行うこと。
- 長期休業中の休養日の設定については、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

### 【活動時間】

- 1日の活動時間は、原則、長くとも学期中の平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ただし、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意し、競技種目の特性等により1日の活動時間が原則を超える場合においても、週当たりの活動時間の上限は16時間程度とし、各学校において適切に設定すること。

イ 市町教育委員会は、1(1)に掲げる「設置する学校に係る部活動の方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、「本方針」を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、後記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

※8 様々な専門学科による教育や、各校の特色ある教育等が行われていること

※9 生徒の心身の成長が期待され、教育的な意義があると学校が判断した場合、個々の部活動について、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することで、一時的に活動機会を認める。

#### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境整備を進める。

具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等にかかわらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ 県教育委員会、市町教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人ひとりの違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

#### 5 学校部活動の地域連携

ア 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けることも考えられる。

イ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を超え、中学校、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施する

などにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

ウ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できることから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

エ 県教育委員会、市町教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味・関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

## 6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 学校体育団体<sup>※10</sup>、学校文化団体<sup>※11</sup>、県教育委員会及び市町教育委員会は、各学校の部活動が参加する大会・コンクール及び、地域からの要請により参加する行事・催し等の全体像を把握し、様々な大会・コンクール及び地域の行事・催し等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、統廃合や簡素化等を主催者に要請する。

また、各学校の部活動が参加する大会等の数の上限の目安等を以下のとおりとする。

学校部活動が参加する大会は、学校体育団体及び学校文化団体の主催もしくは共催する大会とする。それ以外の大会・コンクール及び地域の行事・催し等への参加については、本方針の趣旨等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、校長は参加する大会等を精査する。

イ 校長は、上記アの目安等を踏まえ、参加する大会・コンクールや地域の行事・催し等を定める。

## 7 安全管理と事故防止

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動における安全管理について、事故の未然防止や事故発生時の対応など、適切な措置が講じられるよう徹底するとともに、生徒に対して安全に関する指導を行う。

校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、活動場所における施設・設備の点検、活動における安全対策（ゴールの固定、防護ネットの設置、危険行為の禁止等）、気象急変時（急な大雨、竜巻、雷等）の安全確保、適切な生徒引率（公共交通機関の利用等）などを徹底するとともに、生徒に対して、自らの身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行い、意識の高揚を図ること。

※10 山口県中学校体育連盟、山口県高等学校体育連盟、山口県高等学校野球連盟等の団体

※11 山口県中学校文化連盟、山口県高等学校文化連盟、山口県音楽教育連盟等の団体

イ 近年、気候変動等により、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の学校部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務であり、学校部活動における生徒の安全確保を徹底するとともに、適切に対応すること。

また、気温や湿度、生徒一人ひとりの状況等により、活動内容を適切に判断すること。

さらに、広域的な大会等で止むを得ない事情により、活動する場合には、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底すること。

なお、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。

ウ 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、平素から、生徒一人ひとりの健康管理に努めること。

また、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する感染症予防に関するガイドライン等を参考にし、感染予防対策に努めること。

## 終わりに

○ 本方針は、生徒の視点に立った、学校部活動改革に向けた具体的取組について示すものである。中学生及び高校生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、多様なスポーツや文化芸術活動に親しむことは、実生活や実社会の中で様々な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となり、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。

また、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながるものである。

○ このため、県教育委員会、市町教育委員会、及び各学校は、生徒の発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えるとともに、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、引き続き、学校部活動改革に着実に取り組んでいく必要がある。

